

65歳以上のみ世帯限定！

住宅用火災警報器5,000円

引きで交換できます！



指定協力店に電話をするべえ！

協力店舗	所在地	電話番号
(有)原電設	清水二丁目822番地の2	042-564-7827
(有)神電社	清水四丁目1131番地の8	042-564-6816
(株)尾崎商店	高木二丁目170番地の4	042-561-1671
光栄電機(株)	中央一丁目542番地1	042-562-8000
(有)新和電機	仲原4丁目11番地の19	042-561-4416
(有)上岡電機商会	南街二丁目117番地2	042-561-3149
(株)高橋管工社	南街五丁目67番地の3	042-562-0711

補助制度の利用には条件があります。

- ① 65歳以上のみの世帯であること。
- ② 新規設置ではなく、交換であること。
- ③ 申請者本人が居住している住宅で、申請者またはその同居人の所有建物であること。
- ④ 今年度、初めての申請であること。

詳細は東大和市公式HPをご覧くださいか
東大和市防災安全課（042-563-2111 内線1351）へお問合せください。

市役所からのお願い

住宅用火災警報器は、平成22年4月1日から、全ての住宅で設置義務化となりました。設置から10年を目安に電子部品の劣化や電池切れなどが発生することから、定期的に機器本体を交換することが推奨されています。

また、火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者です。今回の補助事業では、電話一本で市内の協力店舗が取替を行います。大切な命を守るために、機器本体の交換をご検討ください。

なお、市では訪問販売を特定の業者に依頼しておりません。悪質な訪問販売にはくれぐれもご注意ください。

高齢者火災安全システム事業

新たに**住宅用火災警報器**の
購入・設置費用を補助します。



対象者

- 在宅の65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯の方
- 心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な高齢者

機器の種目

室内の火災を煙又は熱により感知し、音や光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの。

※ 日本消防検定協会の鑑定又は検定に合格したものに限りま

費用負担

区分	負担額
市民税課税者、課税世帯の方	機器給付費用の1割
市民税非課税者、非課税世帯の方	無料
生活保護受給世帯の方	無料

※ 区分にかかわらず、給付限度額を超えた金額については、全額自己負担となります。

給付限度額 住宅用火災警報器1つに対して **最大 5,000円**

申請方法

- 市ホームページ申請フォームからのお申込み
- 指定の申請書に記入の上、高齢福祉課窓口へ提出

給付を受けようとする場合は、**事前の申請と見積書の提出が必要**です。**購入後の事後申請は対象になりません**ので御注意ください。
詳細は市高齢福祉課(TEL042-590-1233)までお問合せください。

高齢者火災安全システム事業におけるその他の給付

機器の種目	性能等	対象者	給付限度額	備考
火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるものであり、かつ、専用通報機に接続することにより東京消防庁に自動的に通報することができるもの。ただし、日本消防検定協会の鑑定又は検定に合格したものに限る。	心身機能の低下に伴い火災発生時の配慮が必要な寝たきりの高齢者及び一人暮らし等の高齢者	15,500円	1世帯当たり2台まで
自動消火装置	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液等を噴射し、初期火災を消火することができるもの。ただし、財団法人日本消防設備安全センターに設置する消防設備等認定委員会が交付する認定証票の表示が付されているものに限る。	心身機能の低下に伴い火災発生時の配慮が必要な寝たきりの高齢者及び一人暮らし等の高齢者	28,700円	
ガス安全システム	火災警報器からの信号受信、ガスの異常使用、地震等の際にガスを自動的に元で遮断し、安全を確保するもの。	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らし等の高齢者	42,200円	
電磁調理器	炎を生ぜず電磁作用によって鍋自体を発熱させる調理器で安全かつ取扱いが簡便なもの(卓上型であり、かつ、加熱式のこんろ部分が一口であるものに限る。)	心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らし等の高齢者	41,000円	